

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000896 衆議員議員総選挙ポスター掲示板購入
	履行場所	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局
概 要	種類	物品
		(1) 材質 : 部材 再生紙・耐水性ボード3層張り【厚さ: 3.5mm】 (2) 大きさ : 縦910mm 横2,275mm 表示欄部 : 縦910mm 横455mm 1-8部 : 各縦455mm 横455mm (3) 彩色 : 表面色 白色 文字色 黒色 日付色 黒色
相 手 方	名称	株式会社アテナ事務機
	代表者	代表取締役 板橋 英作
	所在地	宮城県 仙台市宮城野区 日の出町二丁目2-8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該ポスター掲示板は、選挙活動用ポスターのサイズに適合を要する特別なものであり、同製品を短期間で準備可能な業者は、選挙業務に精通し長年にわたり本市への同製品の購入実績がある上記業者のみであるため、上記業者と随意契約をするものである。</p>	
工事等担当課名 〔 選挙管理委員会選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2025000905 南相馬市行政情報システム借上げ
	履行場所	復興企画部デジタル推進課
	種類	賃貸借
概 要	南相馬市行政情報システムは、文書、人事給与、財務会計、契約、庶務、電子決裁等の自治体の基幹となる業務を一つに統合し、一元的に管理・運用できるシステムであり、現行システムのサポート終了に伴い、新システムへの更新を行うことで、職員の業務を継続できる環境を維持する。	
相 手 方	名称	テクノ・マインド株式会社
	代表者	代表取締役社長 阿部 忠彦
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡一丁目6番11号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  南相馬市行政情報システム借上げに係る公募型プロポーザルを実施し、提案内容を審査した結果、当該事業者が最優秀提案者として選定されたため、当該事業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 復興企画部デジタル推進課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。